

# 株式会社日専連ライフサービスにおける個人情報の取扱いに関する同意条項

## 第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

(1)申込人(契約者)(以下「私」という。)及び連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、株式会社日専連ライフサービス(以下「当社」という。)が、保証委託契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)の締結及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のために以下の情報(以下これを総称して「個人情報」という。)を、保護措置を講じた上で、当社が収集すること並びに当社が定める期間は以下の各条項(以下「本規約」という。)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。

- ①私及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に当社が私及び連帯保証人から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ。)
- ②本契約に関する申込日、契約日、資金使途、借入金額又は極度額、返済期間、返済方法、返済口座
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、金融機関との取引状況、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ⑤本契約に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社が必要と認めた場合に、私及び連帯保証人の運転免許証、パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報
- ⑥法令等に基づき、私及び連帯保証人が提出した取込証明書等の記載内容情報
- ⑦電話番号、住宅地図、登記簿謄本、官報等の一般に公開されている情報
- ⑧私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社が提携先企業に委託する際に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。
- ⑨私及び連帯保証人は、当社が当事務(付帯サービス、コンピュータ事務、保証料計算事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報当該業務委託先に提供することに同意します。
- (4)私及び連帯保証人は、当社が法令(強制力を受けている場合に限り)、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供することに同意します。

## 第2条 (個人情報の与信等の目的以外の利用)

私及び連帯保証人は、当社がアンケート分析やアンケートならびに市場調査の実施等による、商品開発やサービス向上を図るための、第1条(1)の個人情報を利用することに同意します。

## 第3条 (個人情報情報機関への登録・利用)

- (1)私及び連帯保証人は、当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を主とする者)及び当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、私及び連帯保証人の個人情報(同機関の加盟会員によって登録された情報、資金協会から登録を依頼された情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、私及び連帯保証人の支払能力に関する調査・返済能力(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私及び連帯保証人は本契約に関する個人情報・客観的な取引事実が、当社が加盟する個人情報情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、私及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

## 【別表1】

| 会社名  | 登録情報              | ①本契約に係る申込をした事実          | ②本契約に係る客観的な取引事実  | ③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実 |
|------|-------------------|-------------------------|------------------|----------------------|
| 登録期間 | 株式会社シー・アイ・シー(CIC) | 当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間 | 契約期間中及び契約終了後5年以内 | 契約期間中及び契約終了後5年間      |

(3)当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は、下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。  
株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び資金業法に基づく指定個人情報情報機関)  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新館ファーストウエスト  
フリーダイヤル:0120-810-414 URL(https://www.cic.co.jp/)  
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

# 株式会社日専連ライフサービスにおける金銭消費貸借証書規定

## 第1条 (元金返済額等の自動支払)

- 借主は、元金返済のため、各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元金返済額(6ヵ月ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えたる額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預り入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に返済用預金口座の残高を照会し、同払戻請求書または小切手により返済用預金口座から払い戻しする。毎回の元金返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあて取扱いをせしめ、返済が遅延することになります。
- 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- この契約に關し借主が負担する印紙代は、銀行が銀行所定の日に本条第2項と同様の方法でその支払いに充当しても異議を述べません。
- 借主が約定返済を遅滞した場合は、銀行による履行督促に際し保証会社の履行督促を受けても異議を述べません。

## 第2条 (繰り上げ返済)

借主は、この契約による債務の一部または全部を以下の条項にしたがって期限前に繰り上げて返済できるものとします。

- 繰り上げ返済に未払利息がある場合は、繰り上げ返済日に全額支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行の店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前二項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。

|             | 毎月および隔月返済のみの場合   | 6ヵ月ごと増額返済併用の場合   |
|-------------|--|--|
| 繰り上げ返済できる金額 | 繰り上げ返済日に続く月および隔月単位の返済元金の合計額  | 下記の①と②の合計額<br>①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金<br>②その期間中の6ヵ月ごと増額返済元金 |
| 返済期日の繰り上げ   | 返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。<br>この場合にも繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載とおりとし、変わらないものとします。 |  |

## 第3条 (期限前の全額返済義務)

- 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元金(損害金を含む。)を返済しなかった場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求に応じて、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
  - ②借主が銀行との取引約定期限に違反し、その違反により銀行の債権保全が客観的に必要と認められたとき
  - ③借主が支払いを停止したとき
  - ④借主が手形交換所または債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - ⑤借主が銀行へ提出した書類もしくは報告に重大な虚偽の内容があったとき
  - ⑥借主が住所変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき
  - ⑦前号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じると元金(損害金を含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

## 第3条の2 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および暴力団員等と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係有すること
  - ③自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用してと思われる関係有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は銀行に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④虚説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行からの請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきとき期限の利益が失われたものとします。

(4)当社が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関は下記のとおりです。

- 1)株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 友友不動産上野ビル5号館  
ナビダイヤル:0570-055-955 URL(https://www.jicc.co.jp/)  
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。
- 2)全国銀行個人情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
TEL:03-3214-5020 URL(https://www.zenginkyo.or.jp/paic/)  
※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。
- (5)上記(3)に記載されている個人情報情報機関の登録する情報は下記のとおりです。  
株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

## 第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)私及び連帯保証人は、当社及び第3条で規定する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ①当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- ②個人情報の開示に開示されない場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。
- (2)万一、個人情報情報機関が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第5条 (本規約に不同意の場合)

当社は、私及び連帯保証人が本契約の必要な事項(申込書表面で私及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合又は本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

## 第6条 (利用・提供禁止の申出)

本規約第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社の利用、他社への提供を中止する措置をとります。

## 第7条 (個人情報の取扱いに関するお問合わせ等の窓口)

個人情報情報機関の取扱いに関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

株式会社日専連ライフサービス 日専連コールセンター  
〒980-6109 仙台市青葉区中央1-3-1 エルグル 階  
TEL 022-267-9222

## 第8条 (本契約が不成りの場合)

本契約が不成りの場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(別表1)の①に基づき、当該契約の不成りの理由の如何に関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社により一定期間保管後、破棄するものとします。

## 第9条 (本規約の変更)

本規約に定める条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

5. 第3項の適用により、借主に損害が生じた場合、借主は銀行になんら請求をいたしません。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。
6. 第3項の規定により、この契約による債務全額の返済がなされたときに、この契約は失効するものとします。

## 第4条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前2条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによりします。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率に準ずる約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

## 第5条 (借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の相殺、遅延はただちに銀行へ提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによりします。

## 第6条 (債務の返済等における順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあつてかを指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあつてかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあつてかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は返済遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあつてかを指定することができます。
4. 第2項のおお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

## 第7条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害、輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

## 第8条 (印鑑返却)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影またはこの契約書に押印または返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

## 第9条 (費用負担)

銀行の権利の行使もしくは保全に要したこの契約に関するいっさいの費用は借主が負担するものとします。

## 第10条 (届出事項の変更)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に到達したものとします。

## 第11条 (報告および調査)

借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について定期的に報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求があつても遅滞なく報告するものとします。

## 第12条 (規定の変更)

この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由が認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

## 第13条 (合意管轄)

この契約に基づく請求取引に関して訴訟等の必要が生じた場合には、借主は銀行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とするに同意します。

以上

# 株式会社日専連ライフサービスにおける保証委託約款

申込人（契約者）（以下「私」といいます）及び連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」といいます）は、株式会社七十七銀行（以下「金融機関」といいます）との金銭消費貸借契約について、次の各条項を承認のうえ、私が金融機関に対して負担する債務につき株式会社日専連ライフサービス（以下「保証会社」といいます）に保証を委託します。

## 第1条（借入約款）

私は保証会社の保証により金融機関と取引するにあたっては、保証委託契約（以下「本契約」といいます）のほか、私と金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の各条項に従います。

## 第2条（委託の範囲）

私の保証会社に委託する保証の範囲は、私と金融機関との間で締結した金銭消費貸借借書記載の借入金、利息、損害金金額とします。

## 第3条（保証委託契約の成立）

本契約は、保証会社が私の保証委託に基づき保証することを認め、金融機関に保証承諾することを通知し、金融機関が融資を実行したときに成立するものとします。

## 第4条（調査）

私及び連帯保証人は保証会社が本契約の保証に関して、自己の財産、収入、信用状況等を調査することに同意するとともに、保証会社が私に説明を求めた時は、直ちにこれに応じ調査に協力します。

## 第5条（保証債務の履行）

- 私は金融機関との金銭消費貸借契約に違反したため保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知・催告なくして履行されても異議はありません。
- 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本契約の各条項のほか、私と金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の各条項を適用されても異議はありません。

## 第6条（求償権）

- 私は保証会社に私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。
- 前条による保証会社の出損金額。
  - 保証会社が弁済した翌日から年14.6%の割合による遅延損害金。
  - 保証会社がその債権保全及び求償権の行使に要した費用の総額。

## 第7条（求償権の事前行使）

私が下記の各号の一つでも該当したときは、第5条による代位弁済前といえども、求償権を行使されても異議はありません。

- 金融機関に対する借入金の返済を一回でも遅延したとき。
- 被保証債務の期限の利益を失ったとき、又は期限が到来したとき。
- 仮差押え・差押えもしくは競売の申請又は破産・再生手続開始の申立てがあったとき。
- 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき。
- 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
- 相続の開始があったとき。
- 第10条に該当することが判明したとき。
- その他債権保全のため必要と認められたとき。

## 第8条（通知義務）

私又は連帯保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、又はその他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに、書面をもって通知し保証会社の指示に従います。

## 第9条（連帯保証人）

- 連帯保証人は保証会社に対し、本契約から生じる一切の債務につき、私と連帯して履行の責に任ずるものとし、また、
- 連帯保証人は、保証会社が本契約に基づき金融機関に対して私と連帯して保証した場合、金融機関に対する保証会社の連帯保証債務と連帯保証人の連帯保証債務においては、その負担につき連帯保証人がその全部を負担するものであることを確認します。

## 第10条（反社会的勢力の排除）

- 私及び連帯保証人は、私及び連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団。
  - 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
  - 暴力団準構成員。
  - 暴力団関係企業。
  - 総合屋等。
  - 社会運動等標榜ゴロ。
  - 特殊知能暴力集団等。
  - 前各号の共生者。
  - その他前各号に準ずる者。
- 私及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力的な要求行為。
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
  - その他前各号に準ずる行為。

## 第11条（担保）

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供又は変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

## 第12条（充当の指定）

私が保証会社に対して、本契約の保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても差し支えありません。

## 第13条（公正証書の作成）

私及び連帯保証人は保証会社の請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行うことに同意するとともに、その費用は私の負担といたします。

## 第14条（約款の変更）

この約款の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

## 第15条（管轄裁判所）

私及び連帯保証人は本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴訟の如何に関わらず私及び連帯保証人の住所地及び保証会社の本社、各支店の所在地を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

## ○ご返済方法

|           |  |
|-----------|--|
|           | <ol style="list-style-type: none"><li>利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。</li><li>毎月および隔月（偶数月）返済の利息は、毎月および隔月（偶数月）返済の元金残高×年利率×<math>\frac{1}{12}(\frac{2}{12})</math>で計算します。6ヵ月ごと増額返済の利息は、6ヵ月ごと増額返済部分の元金残高×年利率×<math>\frac{2}{12}</math>で計算します。</li><li>借入日から第1回返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年365日とし、日割で計算します。</li><li>据置期間（初回返済日の前月応答日が据置期間満了日となります。）がある場合の期間中の利息は、毎月、第2回以降返済日と同一日に前回利払日以降の経過日数分について1年365日とし日割計算のうえ支払います。</li><li>初回および最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。</li><li>6ヵ月ごと増額返済日には、増額返済額を毎月および隔月（偶数月）の返済額に加えて返済するものとします。</li><li>返済日が休日の場合は、翌営業日に返済用預金口座よりお引落し致します。</li></ol> |
| 損害金       | 債務を履行しなかったときは、返済すべき元本に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の損害金を支払うものとします。   |
| 適用金利の変更方法 | <ol style="list-style-type: none"><li>変動金利の場合<br/>後記「変動金利特約」の定めによります。</li><li>固定金利の場合<br/>借入利率は変更しないものとします。<br/>ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、銀行との協議によりこの割合が一般に行われる程度のものに変更される場合があることを確認します。</li></ol>   |
| 収入印紙代     | この契約に関し借主が負担する収入印紙代は、銀行が銀行所定の日に返済用預金口座から自動支払によりその支払いに充当しても異議ありません。   |

## ○変動金利特約

- 借入利率変更の基準  
借入要項に定めた借入利率は、銀行の短期プライムレート（以下「基準金利」という。）を基準として、基準金利の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利の取扱いが廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
- 借入利率の変更ならびに変更日
  - 借入利率は毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という。）に見直しを行い、その日現在における基準金利と前回の基準日現在の基準金利（借入日以降最初に見直しを行う場合は借入日の基準金利）との差だけ変動します。
  - 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。
    - 毎月および隔月（偶数月）の均等返済のみの場合  
毎年6月と12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。
    - 6ヵ月ごとの増額返済を併用する場合  
基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
- 返済方法  
借入利率の変更に伴い毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新借入利率、残存元金、残存借入期間等にもついで算出した新返済額を支払うものとします。銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに新借入利率、新返済額等を文書により通知するものとします。
- 固定金利への変更  
本件借入については、その借入期限前に固定金利に変更しないものとします。